

## 中国における社会保険料の基数

国家・地方政府で定める法定の社会保険基数は毎年一回更新され、一旦金額を確定させると向こう一年間は途中で給与改定があっても、昇給・残業等による給与額の変動があっても、変更・修正ができないので基数の確定は慎重に行う必要があります。

### 1. 社会保険の基数

#### (1) 基数の基本的な考え方

社会保険の基数は各従業員の過去12か月間の収入総額を12で除した金額とされており、毎月の給与(個人負担分の社会保険・積立金及び個人所得税)・各種賞与と各種補助手当(通勤手当・通信手当・食事補助手当など)及び残業代はすべて基数に算入する必要があります。

基本給のみを基数として社会保険拠出金額としている企業も見受けられますがそれは誤りです。

ただし、夏の防暑高温手当、冬の暖房手当、独生子女費、医療衛生費、職員生活困難補助、職員葬儀費及び弔慰金など、条例等で支給が義務付けられている一定のものについては規定により基数計算時に算入する必要がないこととされています。《社会保険基数の関係問題に関する規範通知》(劳社险[2006]60号)

#### (2) 新入社員の基数

新入社員の一年目の基数は労働契約上に給与総額の明記がある場合はその金額とし、明記されていない場合には、入社当月の全月給与(即ち:日割り計算せずまるまる1か月勤務したとしたら支給される金額)とするのが一般的です。

#### (3) 外国人駐在員の基数

外国人も上海など一部の地域を除き、2011年から中国で就業証を取得している者については社会保険の強制加入が求められています。その際に基数をどのように算定するかについては各地方自治体の判断により異なった取扱がされており、「中国現地払分と国外本社払分を合算した金額を基に計算し、その合算額がその省・市の最高基数を超える場合はその最高基数で」とする地域が多いものの、地域によっては、現地払分だけを基数としてよいとするところもあります。《在中国境内就业的外国人参加社会保険暂行办法》(人力资源和社会保障部令第16号)

### 2. 2015年度北京市&天津市の基数改定内容の紹介

基数の改訂については、北京市では毎年7月に、天津市では毎年1月に改定が行われ、毎年少しずつ基数の引き上げが行われています。

北京市の社会保険基数は2014年7月から上限17379元と最低限2317元(但し、医療&労災&生育保険最低限3476元)に調整され、上限の17379元を例として計算すると、会社と個人がそれぞれ負担する保険金額は下記通りとなります

No.	項目	北京						
		基数	企業負担		個人負担		合計	
			比例	金額	比例	金額	比例	金額
1	養老保険	上限： 17379	20%	3,475.80	8%	1,390.32	28%	4,866.12
2	医療保険		10%	1,737.90	2%	347.58	12%	2,085.48
3	失業保険		1%	173.79	0.2%	34.76	1.02%	208.55
4	労災保険(注①)	下限： 2317	1%	173.79	-	-	1%	173.79
5	出産保険		0.8%	139.03	-	-	0.8%	139.03
6	大額医療救助	-	-	-	3元/月(年間:36元)	-	-	-
合計			<b>32.8%</b>	<b>5700.31</b>	<b>10.2%</b>	<b>1,808.66</b>	<b>42.8%</b>	<b>7,508.97</b>

注①：労災保険の比率は0.2%~3%の範囲になり、所轄管理中心より企業業種などの要素に基づき確定されることとなります。  
上表数字は1%の例で計算したものです。

天津市の社会保険基数は2015年1月から上限14058元と最低限2812元に調整され、上限の14058元を例として計算すると、会社と個人がそれぞれ負担額は下記通りとなります。

No.	項目	天津						
		基数	企業負担		個人負担		合計	
			比例	金額	比例	金額	比例	金額
1	養老保険	上限： 14058	20%	2,811.60	8%	1,124.64	28%	3,936.24
2	医療保険(注①)		11%	1,546.38	2%	281.16	12%	1,827.54
3	失業保険(注①)		1%	140.58	1%	140.58	3%	281.16
4	労災保険(注②)	下限： 2812	1%	140.58	-	-	1%	140.58
5	出産保険		0.8%	112.46	-	-	0.8%	112.46
6	大額医療救助	-	-	-	260元/毎年	-	-	-
合計			<b>33.8%</b>	<b>4,751.60</b>	<b>11.0%</b>	<b>1,806.38</b>	<b>44.8%</b>	<b>6,557.98</b>

注①：2015年1月1日から、失業保険の比率は2%より1%に調整し、基本医療保険は10%より11%に調整され、調整後、保険総額は変わらないです。(人社局発[2014]96号)

注②：労災保険の比率は0.5%~2%の範囲になり、所轄管理中心より企業業種などの要素に基づき確定されることとなります。上表数字は1%の例で計算したものです。

具体的な事務手続きにあたっては自社を管轄する社会保険管理センターにおいて確認の上行うようにしてください。

以上